

岡山市南区公式twitter「岡山市南区(実り区)」

ソーシャルメディア利用規約(ツイッター)

南区役所(以下「運営事務局」という。)が運用するソーシャルメディアの利用規約(以下「利用規約」という。)を次のとおり定めます。

この利用規約は、運営事務局が運用するソーシャルメディアサービスのアカウントを利用する全ての方(以下「利用者」という。)に適用されます。利用者が運営事務局の運用するソーシャルメディアサービス(以下「本サービス」という。)を利用するには、本規約に同意しなければなりません。また、利用者が本規約を確認したか否かを問わず、本サービスを利用した時点において、本規約に同意したものとみなします。

1 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、運営事務局が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。利用者は、これらの措置について、これに関する質問、苦情等を一切申し立てしないものとします。

- (1) 運営事務局、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及び肖像権その他法的保護に値するとされている第三者の権利を侵害するおそれのある行為
- (5) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (6) 岡山市南区公式ツイッターの趣旨に合致しない行為
- (7) 市民協働推進の観点から好ましくない行為
- (8) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (9) 運営事務局、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (10) 運営事務局の名誉を毀損し又は信用を失墜するおそれのある行為
- (11) その他運営事務局が不適切と判断した行為

また、利用者は、本規約及びTwitter利用規約のほか、インターネット上において一般的に遵守する規則、方針、手順に従うものとします。

2 著作権等の帰属

掲載している個々の情報(文章、写真、イラスト等)に関する著作権その他日本国

の法令に基づき保護される第三者の権利及び肖像権その他法的保護に値するとされている第三者の権利は、岡山市又は個々の情報の原権利者に帰属します。

3 免責事項

- (1) 運営事務局は、理由のいかんを問わず、本サービスの全部又は一部を変更、一時停止、又は閉鎖したことに起因して利用者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (2) 運営事務局は、掲載情報に関して、情報等の正確性、特定の目的への適合性等について一切の保証責任を負いません。
- (3) 運営事務局は、本サービスの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負いません。
- (4) 運営事務局は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 運営事務局は、掲載された情報を削除したことに起因して生じた損害に対して一切の責任を負いません。
- (6) 運営事務局は、遵守事項に抵触する場合において、法令に基づいて削除義務が生じる場合を除いて、情報の削除義務を負いません。
- (7) 運営事務局は、掲載情報に対する利用者等からの問い合わせ等について、必ず反応する義務を負いません。

4 利用規約の変更

- (1) 利用規約は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の利用規約は、運営事務局が別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。